

民事判決情報のオープンデータ化 に向けた取りまとめ

令和3年3月25日

公益財団法人日弁連法務研究財団

第1 はじめに

21世紀を迎え、法律問題は一段と複雑多様化、高度化、国際化の様相を強めている。このような現状に的確に対応するため、広く社会に開かれたシンクタンクの機能を有する総合的な研修・研究機関の創設・活動が望まれる中で、当財団は、開かれた研究機関として、各種研修・研究、法情報の提供を実践し、もって法の支配の確立に寄与することを目的として設立された。

後記のとおり、全ての民事判決情報をデータベース化し、社会全体の共有財産として活用する要望が高まっている現状において、裁判所や法務省といった公的機関だけではなく、民間においても広く法曹界及び関係団体の声を集め、適切に議論を進めることが必要であり、その議論の場を提供することは、当財団に課せられた重要な役割であると考えられる。そのような観点から、当財団は、「民事司法制度改革の課題の一つとして、民事裁判手続のIT化に伴って、民事判決情報の活用拡充（判決情報のデータベース化を含む。）のニーズ・活用可能性が高まっていることを踏まえ、民事判決のデータ管理・活用を担う民間組織の立ち上げも視野に、民事判決データの管理及び利活用に当たり検討すべき課題・対応策について、幅広い観点から、実務的協議を行う。」ことを目的として、「民事判決のオープンデータ化検討PT」（以下「本PT」という。）を立ち上げた。本PTの委員構成等は別紙のとおりであり、この分野に造詣の深い研究者や判例雑誌社・判例データベース会社等のほか、内閣官房、法務省、最高裁判所事務総局といった関係省庁等の参画を得て、令和2年3月27日から本年3月25日まで合計9回の会議が開催された。民事判決情報のオープンデータ化の実現に向けて、後記のLegalscape社（以下「LS社」という。）が実施した実証実験の結果を踏まえつつ、幅広い観点から検討を加え、今後解決すべき課題の整理を行い、本取りまとめに至ったものである。

第2 AI・IT時代における民事判決情報の利活用に向けて

1 民事判決情報のデータベース化の意義

(1) 民事判決情報を国民・社会の全体で共有することの意義

ア 民事判決情報は、訴訟当事者間に生じた法的紛争についての裁判所の判断が示されているものであるが、その成果を広く国民や社会の全体で共有することにも重要な意義がある。古くは、平成13年6月12日に取りまとめられた司法制度改革審議会意見書において、「判例情報の提供により、裁判所による紛争解決の先例・基準を広く国民に示すことは、司法の国民に対する透明性を向上させ、説明責任を明確化するとい

うにとどまらず、紛争の予防・早期解決にも資するものである。」と指摘されていたところであり、また、最近では、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が令和2年3月10日に取りまとめた「民事司法制度改革の推進について」において、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。」とされたところである。

イ このように、民事判決情報は、紛争当事者だけでなく、国民や社会の全体で共有すべき公共財ともいうべき重要な資産であり、これをデータベース化した上で、広く国民や社会の利用に供することは、①司法の国民に対する透明性を向上させ、②国民に対して行動規範・紛争解決指針を示すとともに、③紛争解決手続に関するAIの開発等の研究を推進するための基盤ともなり得るものと考えられる。

(2) 利活用の現状と今後の展開可能性

ア 現在、全国各地の裁判所において年間約20万件もの民事判決の言渡しがされているといわれているが、そのうち公開されているものは、先例性のあるものや重要性の高いもの等に限られ、その利活用の場面も、法曹関係者等による先例調査や研究者による研究など、ごく限られたものであったと思われる。

イ もっとも、現在、民事訴訟分野のIT化の実現に向けて、法制審議会の民事訴訟法（IT化関係）部会において民事訴訟法改正の調査審議が行われているところであり、このIT化が実現すれば、判決書の原本そのものが電子化されたものとして作成されることが想定される。このような民事判決情報がデータベース化されて広く社会に提供されるのであれば、昨今のIT・AI技術の著しい進展とも相まって、例えば、機械学習のためのデータとして活用され、法律専門家等を支援するAI開発がされることで、法的サービスの一層の高度化が進んだり、ビッグデータとして活用され、産業や社会に新たな知見がもたらされることで、これまでになかった仕組みやシステムの開発のきっかけとなったりするなど、民事判決情報の利活用の可能性は飛躍的に高まることが予想され、前記のような民事判決情報に期待される役割、機能がいかんなく発揮さ

れるものと思われる。

2 情報管理機関による統一的管理・提供の意義

(1) 実務の現状と課題

民事判決情報は、現在、裁判所のほか、判例雑誌社・判例データベース会社等の様々な機関によって、様々な媒体を通じて公開されているが、ほぼ例外なく、訴訟関係人のプライバシー等に配慮して一定の仮名化処理が施されている。もっとも、この仮名化の範囲や程度は、一様でなく、それぞれの機関において、独自の基準を策定した上で、人手と費用をかけて仮名化が行われているのであるが、これは社会全体としてみれば、いかにも非効率な状況にあるといえる。また、IT化実現後には、データ化された民事判決情報が大量に生成され蓄積されていくことが想定され、そのような大量の民事判決情報の利活用を念頭に置くのであれば、なおさらかかる現状を改善しなければならない。

(2) 情報管理機関による統一的管理・提供（本件スキーム）

上記(1)の課題は、民事判決情報の仮名化を一定の機関に集約して実施することで抜本的に解決することができるものと考えられる。

そこで、本検討会においては、別図のとおり、これまで各機関で行われていた仮名化処理を一定の機関において集約して行うことを念頭に置きつつ、この機関が、利活用機関のため、いわば民事判決情報の管理機関となって、裁判所から民事判決情報の提供を受け、効率的に一定の仮名化処理を施し、これをデータベース化して保管管理した上で、利活用機関に対して、オンデマンドに有償（効率化を前提とした仮名化処理費用相当額）で提供するというスキーム（以下「本件スキーム」という。）を試案として提示し、この試案をもとに論点を整理することとした。

本件スキームは、民事判決情報の利活用の在り方については、既存の判例雑誌社・判例データベース会社が今日まで果たしてきた社会的役割を前提として、利活用機関（ここでは仮に「機関」としているが研究者などの「個人」を排除するものではなく、その範囲は今後の検討課題である。）の活力とその創意工夫とに委ねつつ、民事判決情報の仮名化とその保管管理については、情報管理機関によって統一的行われることで、これに要する社会的なコストを大幅に削減することが可能となるだけでなく、訴訟関係人のプライバシー等にも一層効果的に配慮することができるというメリットがある。

(3) 情報管理機関の適格性について

判決情報のオープンデータ化は、諸外国においては、国が国民に対する司法サービスとして実施している例も散見されているところであるが、

本件スキームにおいて、民事判決情報を仮名化等することは、民間の商業ベースを含めた利活用機関の活用の前提となる情報データの整備・提供を目的とするものであるから、司法機関の担う事務にはなじまないように思われ、民間主導の継続性ある枠組みが必要となると考えられる。

他方で、本件スキームにおいては、情報管理機関が、その立場を利用して、提供先の利活用機関を恣意的に選別したり、あるいは、仮名化等に要する費用の回収を超えて、多額の収益を上げたりするようなこととなるのであれば、本スキームの構想に至った経緯に照らしても、明らかに不相当といわざるを得ないであろう。したがって、情報管理機関は、本スキームの中核となるにふさわしい一定の公益性、中立性を有する機関である必要があるのではないかと考えられる。また、民事判決情報の仮名化に際しては、訴訟関係人のプライバシー等への配慮も不可欠であり、その情報の厳格な管理も求められることとなるから、法律的な専門性や知見のある機関が担うことが望ましいと考えられる。

こうした基本的視点を踏まえつつ、情報管理機関の在り方については、民事判決情報のデータベース化が、我が国の将来の民事司法のインフラの構築に資するものであることから、後記3(2)の裁判所や利活用機関との関係等も含めて、今後も検討を進めていくべき課題であるといえる。

3 本件スキームの実現可能性

(1) AIを活用した仮名化処理の技術的検証

ア 実証実験実施の意義

これまで、民事判決情報の仮名化は、人手による作業で行われてきたところであるが、前記のとおり年間約20万件（ただし、対象とする民事判決の範囲については、後記第3の4のとおり、議論すべき問題であると考えられる。）ともいわれる民事判決情報を人手のみで仮名化することは、その作業量や費用等を踏まえるとおよそ現実的ではないものと考えられる。

そこで、本PTにおいては、民事判決情報を効率的に仮名化するための方策を模索するため、AIによる仮名化の技術的可能性を検証することとして、以下の実証実験を実施することとした。

イ 実証実験の概要とその成果

本PTでは、LS社に委託して民事判決情報の機械処理による仮名化についての実証実験を行った。具体的には、本PTの構成員でもある第一法規株式会社（以下「第一法規社」という。）とウエストロー・ジャパン株式会社の協力を得て両社から仮名化前後の民事判決情報などの提供を受け、そのうち第一法規社から提供を受けた約1600件の判決情

報（テキストデータ）を教師データとして機械学習を行うことで、機械処理によって、仮名化前の民事判決情報について、どの程度の精度で仮名化すべき対象語句を特定することができるか（「①対象語句の特定」）、及び当該対象語句について、どの程度の精度で適切な仮名語に置き換えられるか（「②語句属性の特定」）について実験をした¹。

実証実験の結果としては、機械処理による仮名化の「①対象語句の特定」における再現率・精度は約94%であり²、対象とされた民事判決情報のうち5割超のものについては、機械処理によって仮名化すべき対象語句として特定されたものが仮名後のデータにおいて仮名化されていた語句と完全に一致したという結果となった。また、機械処理による仮名化の「②語句属性の特定」における精度は約98%であった。LS社の説明によれば、今後のカスタマイズ等により再現率・精度の一定の上昇が見込まれるものの、機械処理のみによる再現率・精度を100%とすることは技術的には不可能であり、100%を目指すためには、機械処理後に人手による確認・修正を行うことが不可欠であるとのことであった。もっとも、当初から全て人手で仮名化する場合と比較すれば、仮名化に要する時間を大幅に減縮することができる見込みであるし、人手での修正を支援するツールを開発すること等により、更なる時間の短縮を図ることも考えられるとのことであった。

また、LS社からは本スキームを実現するための実務体制の構築に要する費用の規定要因として、仮名処理関連費用として、自動仮名処理システムの開発・運用費用や人手による確認・修正に要する本件スキームに必ず必要となる費用のほか、その選択によって金額が大きく異なるデータベースの運用をクラウド上で行うかオンプレミスで行うかといった点、民事判決情報を提供するためのシステムや決済フローをどのようなものとするかといった点、IT化実現後の裁判所との連携をどのように行うかといった点等の今後の課題が示された。

(2) 本件スキームの体制構築に向けた今後の課題

¹ 「①対象語句の特定」及び「②語句属性の特定」は実証実験内での定義・呼称に従う。詳細はLS社発表資料（https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/minjiodpt_siryou20210126.pdf）6頁を参照

² 再現率（仮名すべき単語のうち、実際に仮名化できていた割合のこと）94.5%、精度（仮名処理を実施した単語のうち、仮名化すべきであった単語の割合のこと）は93.4%という結果であった。詳しいデータについては、LS社の発表資料の14頁を参照。

ア 体制構築の基本的指針

民事判決情報のデータベース化に向けたスキームの体制構築に際しては、利活用に至るまでの一連の過程をデジタル技術により一貫して効率的に利活用できるよう全体最適化されたシステムにしていくことが重要である³。本件スキームの体制構築の検討に当たっては、かかる視点を踏まえ、民事司法制度の担い手及び利用者にとっての効率的でより良い在り方を検討する必要がある。

イ 裁判所との連携の在り方

本件スキームを前提とした場合、情報管理機関に一定の適格性を求める必要があることは前記2(3)のとおりである。

もっとも、その適格性を具体的に検討するに当たっては、本件スキームを構想するに至った経緯や背景を踏まえつつ、民事判決情報を裁判所から提供を受ける根拠に立ち戻った検討が必要となろう。

ウ 利活用機関との連携の在り方

本件スキームを前提としたとしても、情報管理機関と利活用機関の連携の在り方については、様々な方法が考えられるところであるが、大きな方向性としては、①仮名化後の民事判決情報の提供先を限定することなく、広く一般に向けて、情報管理機関のホームページ等で直接公開する方法と、②提供先を一定の基準・要件を満たす特定の利活用機関（例えば、判例雑誌社・判例データベース会社・研究団体・研究機関・教育機関・官公庁などが考えられる。）に限定する方法とが考えられる。

この点につき、LS社見解によれば、公開規模に応じて実務体制及び公開システム等が大規模になるほど、当該体制・システムの構築に要する費用及び詳細検討に要する期間が大きくなるため、仮に①の方法をとった場合には、具体的にはサーバーの管理、公開システムや決済システムの構築・管理について、比較的長期かつ詳細なシステム検討及び一定の費用を要するのではないかと、また仮に②の方法をとった場合には、比較的短期かつ小規模な実務体制検討・構築が可能なのではないかと。加えて、①の方法を実現するプロセスとして、まず②の方法をとった上で、

³ かかる視点は国が進める「デジタルトランスフォーメーション（DX）」（企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン Ver.1.0」平成30年12月）にも通じるものである。

事後的に公開システムや決済システムの検討・構築を行う場合であっても、最終的なシステムの検討・開発・運用に係る費用及び追加で生じる検討期間はほぼ変わらないため、最終的に目指す方向性が①、②のいずれの方法であっても、足元で着手する方向性として②の方法を取ることでも十分検討に値するのではないかとのことであった。LS社見解に加え、前記2(3)のとおり、情報管理機関が営利を目的とせず、仮名化等にかかる費用相当額を基本的には利活用機関から回収するという本件スキームを前提とすると、①の方法をとった場合に利活用機関の経済的負担が重くなってしまうことが懸念されるため、ひとまずは②の方向を志向することが現実的な方策ではないかと考えられる。

もともと、②の方向を志向するとしても、提供先となる利活用機関が充足すべき基準・要件がどのようなものであるべきかといった点や、提供するに当たって利活用機関による民事判決情報の取扱いについてどのような行為規範を設けるべきかといった点については、今後も更に議論を深めていく必要があるものと考えられる。

エ 民事判決情報の提供を受け仮名化後にこれを利活用機関に提供するまでの業務フローの更なる検討

情報管理機関における民事判決情報の取得の在り方については、民事訴訟分野のIT化の議論を注視しつつ、提供を受けるデータの形式等を含めた具体的なフローを更に検討していく必要があるものと思われる。

また、情報管理機関における民事判決情報の保管管理方法についても、仮名化前後の民事判決情報の保管方法（クラウドかオンプレミスか等）や、そのセキュリティ確保のための方策等についても検討する必要がある。

さらに、情報管理機関と利活用機関との連携の在り方についても、既存の利活用機関の実情やニーズを踏まえつつ、今後予想される利活用の有りようも視野に入れて、提供の方法、態様等につき更に議論を深める必要があるものと考えられる。

オ 情報管理機関が今後AIのシステム開発を行う、更には人手による修正・確認業務など持続・安定的に情報管理を継続していくには、相当な規模の予算と人的資源を要することから、予算及び情報管理機関の在り方について検討していく必要がある。

第3 若干の論点整理

1 総論

本件スキームの実現に向けたシステム開発、体制の構築には、前記の諸課題を解決するための更なる検討を要するところであるが、情報管理機関が裁判所から民事判決情報の提供を受け、これに仮名化等の一定の処理を施した上で一元的に管理し、利活用機関の要望に沿ってこれを提供するに当たっては、現行法制との関係で、上記の検討と並行して以下の点を更に整理しておく必要があると思われる。

2 仮名化の要否、基準について

民事判決情報には、裁判の結論となる主文のほか、事実、理由、当事者及び法定代理人等が含まれており、事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならないこととされている（民事訴訟法253条）。したがって、民事判決情報には、訴訟当事者の私生活上の秘密や営業秘密をはじめとする訴訟関係人に関する情報が含まれることが不可避であり、こうした情報の中には、訴訟関係人において、第三者に公開されることを望まないものも含まれることは想像に難くないところである。

これまでの実務においても、訴訟関係人のプライバシー等に配慮して、公表する裁判例については、一定の仮名化処理が施されるとともに、一定の類型の事件については公表しない取扱いがなされてきたものと思われる。情報管理機関においても、このような実務を踏まえて、提供を受けた民事判決情報については、これをそのまま利活用機関に提供するのではなく、一定の仮名化処理を施した上で提供することが想定される。もっとも、本件スキームでは、仮名化処理へのAIの活用が前提とされており、仮名化の基準をより一層明確化することが求められる。その仮名化の要否、範囲、程度については、事件類型に応じて、裁判の公開を定めた憲法82条1項等の趣旨を踏まえた検討を要するものと考えられよう。

すなわち、憲法82条1項は、裁判の対審及び判決を公開の法廷で行う旨を定めており、民事訴訟における当事者の攻撃防御とそれに対する裁判所の応答は、同条2項が定めるごく一部の対審を除いて、いずれも公開の法廷で行われることとなる。そして、そのプロセスが記録された訴訟記録については、口頭弁論の公開主義の趣旨を徹底する観点から、民事訴訟法91条1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められており、判決書の原本を含め、誰でも閲覧可能とされている。民事判決情報に訴訟関係人の情報が含まれ、これに配慮する必要があるとしても、民事判決情報は、このような公開のプロセスを経て生成されたものであり、誰でもアクセスすることができる情報であることに十

分留意する必要があるだろう。

他方で、上記の訴訟記録の閲覧等については、訴訟当事者の私生活上の秘密や営業秘密の保護の観点から、訴訟当事者の申立てに基づく秘密保護のための閲覧等の制限の規定（同法92条）が設けられ、裁判の公開の要請との調整が図られており、上記の対審の公開禁止の規定と併せて、訴訟関係人の利害との調整を図る上で参考とすべきであろう。

もとより情報管理機関における民事判決情報の取扱いは、裁判制度における情報の取扱いそのものとは異なるものであるが、オンライン上で民事判決情報を公開することとなれば、訴訟当事者の私生活上の秘密等に及ぼす影響が裁判所でのみ判決閲覧を認める現行制度以上に大きくなるため、上記のような視点をも踏まえつつ、適切な利害調整を図るための検討を進めるべきである。

現在、民事訴訟分野のIT化の実現に向けて、法制審議会の民事訴訟法（IT化関係）部会において民事訴訟法改正について調査審議が行われているところであり、IT化が実現した後の訴訟記録の閲覧等の在り方についても議論が進められている。今後は、こうした議論も注視しつつ、IT化実現後の訴訟記録の閲覧等の制度との関係も視野に入れた検討を進める必要があるものと思われる。

3 仮名化すべき情報、程度について

前記のとおり、民事判決情報の仮名化の要否、範囲及び程度については、事件類型によってもその内容は変わり得るとの指摘もあったところであり、更なる検討を要するが、これまでの実務を踏まえると、まずは、以下の点を中心に整理を進めるべきであろう。

(1) 典型的に仮名化すべき情報

ア 個人の氏名・住所、生年月日等

個人の氏名については、歴史上の人物やプライバシー権侵害を上回る公共の利益が認められる者の氏名、後述するビッグデータに関する議論等を除けば、仮名化すべき要請が最も高い個人情報であると考えられる。また、住所及び生年月日等の個人情報についても、仮名化することが相当な情報ではないかと思われる（もちろん、住所や生年月日については、どこまでの範囲で仮名化する必要があるかという議論は残る。）。

このほかにも、例えば、金融機関の口座番号や携帯電話番号といった典型的に仮名化することが適当な情報があるものと考えられるものの、個人の特定につながり得る情報について、どのような範囲のものをどの程度まで仮名化すべきと考えるか、明確な基準の策定が可能である

かどうか等も含めて、更に議論を深めていく必要があるものと考えられる。

イ 法人の名称

法人の名称については、実務の現状をみても、仮名化の有無は、具体的事案に応じて検討がされているものと考えられ、一律の基準を示すことは難しい状況にあるようにも考えられる。

この点については、法人については、プライバシー権等が観念されないことから、個人とは異なり、そもそも仮名化の必要はないのではないかとの意見があった。他方で、民事判決情報がインターネット上で公開されることによるレピュテーションリスクを気にするあまり、紛争解決手段として裁判手続を選択すること自体を躊躇させてしまう可能性があるのではないかとの指摘もされたが、このような指摘に対しては、国際的には、情報を秘匿するために、公開が予定される裁判でなく、仲裁その他ADRが活用されるなど、紛争当事者において事案に応じた紛争解決手段が選別されている実情にあり、上記のような指摘を過大に評価することで、かえって現在よりも利用可能な民事判決情報の情報量が減少してしまうことがあってはならないのではないかとの意見もあった。こうした点も踏まえつつ、引き続き検討していくべき課題であると思われる。

ウ 商品名等の固有名詞

商品名や地域名などの固有名詞については、個人（法人）名を仮名化しても、当該固有名詞の記載により、その個人（法人）が特定されてしまう可能性がある場合もあり、その仮名化の必要性が生ずる一方で、例えば、知的財産権関係訴訟については、仮名化すると公開の意義が損なわれてしまうとの指摘もあったところであり、こうした点も踏まえつつ、引き続き検討していくべき課題であると思われる。環境・公害関係訴訟における地域名も同様である。

(2) 特異な情報であるためや、訴訟手続外で公となっている情報と併せることにより、個人等が推知される情報

ア 実務の現状においては、公開されている民事判決情報の多くは、氏名等の個人情報の仮名化が行われているものの、個人等が推知される特異情報や、公となっている情報と併せることにより個人等が推知される情報についてまで仮名化は行われていないのではないかと思われる。

一方で、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）との関係においては、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」も「個人

情報」に該当するものと整理されており（同法2条1項1号）、医療情報のデータベース化についてのルールを定めたいわゆる次世代医療基盤法においては、このような情報まで含めて匿名化を行うことが求められている。

イ この点について、本P Tにおいては、現状の仮名化の程度（前記ア）で公開することに不法行為法上の違法があるとは考え難いとする意見や、これらの情報についてまで仮名化されてしまうと、内容が分からなくなってしまう、公開の意義が失われてしまうことを懸念する意見が多数出されたところである。また、個人等が推知される情報であるかどうかを判断することは、機械処理による場合はもちろんのこと、人手による場合であっても、多分に主観的な判断が求められることとなり、そのような対応は困難ではないかとも思われる。

ウ そこで、個人等を推知させる情報の仮名化を要するかどうかについては、前記2で指摘したところも踏まえつつ、引き続き検討すべき事項と思われる。

(3) 営業秘密

営業秘密については、そのような情報が民事判決情報に含まれることがあったとしても、その情報の性質に照らして、訴訟当事者以外の者においてそれが営業秘密に該当するかどうかの判断を的確に行うこと自体が困難であると考えられるから、情報管理機関において、民事判決情報に含まれる営業秘密を漏れなく抽出して仮名化することは困難ではないかとも思われる。

この点については、民事訴訟法92条1項2号において、営業秘密について閲覧等制限の申立ての手續が定められているのであるから、本来的には当該手續において対応すべき事柄であるとの意見が複数の委員から出されたところであり、このような意見も踏まえつつ、引き続き検討すべき事項と思われる。

(4) 利活用機関と仮名化の程度

本P Tにおいては、民事判決情報の仮名化については、利活用機関における利活用の方法に応じて仮名化の程度を変えることも検討すべきでないかとの指摘もあったところである。特に、利活用の目的がビッグデータとしてA Iに読み込ませることにある場合には、そもそも仮名化をすること自体が無意味であり、そのことで所期の目的を達成することができず、かえって利活用を阻害することになりはしないか、むしろ、問題は目的外使用されるおそれにあり、そのような弊害に対応するための適切な仕組みを検討すべきでないかとの意見も出たところである。

この点については、仮名化処理をすることによるビッグデータとしての活用に対する弊害の大きさや、ビッグデータとして活用する機関からの情報漏洩等のリスクの大きさ、ビッグデータとして活用する場合には仮名化をすること自体が無意味とはいきれぬのか等を考慮していく必要があるものと思われ、その利活用の実態も踏まえつつ、今後も引き続き議論していくべき課題であるといえる。

(5) 事後的な是正の手段について

個人情報や営業秘密等について、画一的な基準により仮名化を実施したとしても、人手による確認のミス等によって、仮名漏れや仮名過多が生じる可能性があるし、基準においては仮名化の対象とならないものであっても、個別の事情によっては仮名化することが相当なものがあったり、逆に、基準においては仮名化の対象となるものであっても、当該民事判決情報を分析検討する観点からは仮名化によって所期の目的を達することができなくなってしまう場合もあり得るものと思われる。このような場合に対応するために、仮名化についての不服申立てのような制度を設け、事後的な是正の機会を確保すべきであるとの意見が出たところである。この点については、今後も引き続き議論していくべき課題であるといえる。

4 対象とすべき民事判決情報の範囲

(1) いわゆる調書判決について

民事判決は年間20万件程度の言渡しがされているものの、これらの中には、判決の言渡しが判決書の原本に基づかないでされる、いわゆる調書判決（民事訴訟法254条1項）も相当数含まれている（令和元年の第一審民事通常訴訟事件における地方裁判所における欠席判決は2万4780件、簡易裁判所における欠席判決は9万6831件⁴）。この調書判決は、その要件に照らしても、一般に、対席判決と比較して先例的価値に乏しいものが多いと考えられる。また、調書には、当事者及び法定代理人、主文のほか、請求及び理由の要旨が記載されることとなるが、この請求の記載については、実務上、調書に訴状の写しを添付する形式で記載されることが多い。したがって、このような判決情報までデータベース化すると、より多くの手間や費用を要することも想定されることからすれば、調書判決を対象範囲から除外するということも考えられる。そこで、IT化が実現した後の民事訴訟における判決書の在り方や利活用機関のニーズ等を踏まえつつ、更に検討することが考えられる。

(2) データ化されていない民事判決について

⁴ 数値は裁判所データブック2020による。

前記の民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議されているところであるが、民事訴訟のIT化が実現されれば、判決もデータの形式で作成・保存されることになるのでないかと考えられることから、民事判決情報の情報管理機関を通じた利活用は、一定の仮名化処理を施すにせよ、現状の実務と比較して、容易で効率的なものになると考えられる。

一方、既に言渡しがされた民事判決の判決書の原本については、紙媒体の形式で保存されているところ、このような民事判決情報をデータベース化するためには、既にインターネット上で公開されている民事判決情報を利用する場合を除けば、紙媒体の形式で保存されている判決書を用いて、OCR等の技術により、データに変換することから必要になることが見込まれる。これらを考慮すると、LS社の実証実験による試算以上に費用及び手間がかかることになるものと考えられる。

上記を踏まえると、まずは、判決書がデータの形式で作成・保存されることとなった場合における民事判決情報のデータベース化の在り方を検討することが相当であろう。

5 個人情報保護法との関係の整理

(1) 総論

本件スキームでは、情報管理機関は、裁判所から継続的に民事判決情報の提供を受け、これに仮名化処理を施した上で、利活用機関に提供することを想定していることから、その詳細設計如何では、情報管理機関において、仮名化処理の前後を問わず、大量の民事判決情報を保管管理することとなる。前記のとおり、民事判決情報には、訴訟関係人に関する情報が含まれることが不可避であることから、情報管理機関が保有する情報には、「個人情報」（個人情報保護法2条1項）が含まれ、事例によっては、「要配慮個人情報」（同条3項）が含まれるものも相当数存在することが予想される。したがって、今後、情報管理機関における管理及び提供の在り方を検討するに当たっては、個人情報保護法との関係を更に整理する必要があるものと思われ、差し当たり、現時点においては、以下の諸点を指摘しておきたい。

(2) 「個人情報取扱事業者」（「個人情報データベース等」）該当性

仮に、情報管理機関において提供を受けた民事判決情報やこれに仮名化処理を施したものをどれだけ集積しても、その集積したものが「個人情報データベース等」（同条4項）に該当しないというのであれば、情報管理機関は「個人情報取扱事業者」に該当しないということとなり（同条5項）、個人情報取扱事業者の義務等を定めた同法第四章の適用はないということになる。

この点については、情報管理機関において集積されたものが「特定の個人情報」を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（同条4項1号）と整理されるのかどうかの一つの論点となるものと思われるが、情報管理機関における民事判決情報の取扱いや業務フローの在り方の検討とも深く関わる場所であり、この点と併せて更に検討を深めていく必要があるものと思われる。

(3) 同法第四章の規定が適用される場合の規制について

仮に、情報管理機関が個人情報取扱事業者に該当するのであれば、情報管理機関による民事判決情報の取得、管理、適用については、個人情報の取得に関する制限の規定（同法17条等）、第三者提供の制限の規定（同法23条等）等の適用を受けることとなるから、これらの規定との関係をどのように整理するのかについて更に検討を深める必要がある。

なお、個人情報保護法については、令和2年に改正がされ、現在、更なる改正に向けた法律案が国会に提出されたところであり、いずれにしても、その動向も注視しつつ検討を進めていく必要がある。

第4 おわりに

今後、民事判決情報のデータベース化の試みを進める際に検討すべき課題は、前記第2、第3のとおりであるが、大きく分けると①情報管理機関と利活用機関の関係の在り方や、仮名化にかかる費用の抑え方といった、民間主導の継続性ある枠組みを構築するために検討すべき課題（第2）と、②現行法制との関係やあるべき仮名化の程度といった法律的観点から検討すべき課題（第3）と、に分けられるものと考えられる。

したがって、令和3年度以降は、①及び②の課題をそれぞれ別の場で検討を進めていくことが相当であると考えられる一方で、相互に関連する部分もあるところから、必要に応じて情報交換等を行いつつ、今後も力強く民事判決情報のデータベース化の取組を前進させていくことが重要であると考えられる。

当財団は、その設立趣旨にのっとり、次年度以降もこの取組の中核となる機関として、本PTで明らかとなった諸課題の解決に精力的に取り組み、民事判決情報のデータベース化の実現に向けて力強く前進させていく所存である。今回御協力頂いた関係者の方々に改めて感謝の念を述べさせて頂くとともに、民事判決情報のデータベース化の実現に向けて、今後もこの取組に御協力頂ければ幸いである。